

15 外出の利便

移動支援事業 ②③④

〔対象者〕

屋外での移動に著しい制限がある重度障害のある人及び重度障害のある子ども

- ・ 重度の下肢・体幹機能障害
- ・ 重度の知的障害
- ・ 重度の精神障害

地域生活支援事業の支給決定を受けておく必要があります。

※障害福祉サービスのうち、「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の支給決定を受けている人は利用できません。

〔内容〕

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際にガイドヘルパーが移動を支援します。

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。ガイドヘルパーの交通費は利用者の負担となります。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

リフトバスの運行 ②③④

〔対象者〕

市内に居住する障害のある人や障害のある子どもの参加人員がおおむね10人以上のグループ

〔内容〕

原則として市内での研修、レクリエーション等を行う場合に利用できます。

利用時間 原則として8時間以内

申請期間 利用する日の属する月の3か月前の1日から10日までの間に受け付けます。

※リフトバスの運行に要する有料道路の通行料及び駐車場の使用料等は利用者負担です。

※申請が重複する場合、抽選を行います。抽選後、空いている日については先着順で予約を受け付けます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

車いす対応路線バスの運行 ②

〔内容〕

- 車いすのまま乗車できるスロープ付（72台）の路線バス車両は、市営バスの市内路線を網羅する形で運行しています。
- 運行時刻については、&という表記で、バス停に表示しています。
- バス車両によって異なりますが、車いすは1台～2台乗車できます。
- 車いすでの乗り・降りは、スロープのある扉からとなります。
- 車内の車いすスペース（通常は跳上式座席）に車いすを固定します。

重度障害者に対するタクシー運賃の一部助成 ②③④

〔対象者〕

市民税非課税世帯(4～6月に申請する場合は前年度市民税非課税世帯)で、市内に住所を有し、下記①～③のいずれかに該当する在宅の人

- ① 視覚障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害及び内部障害者で身体障害者手帳1・2級の人(但し、複数の障害の合併により、1・2級となっている人を除く)
- ② 療育手帳「A」の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人

※施設に入所、又は病院に入院している方で退院見込みのない方は助成の対象から除かれます。

〔内容〕

在宅の重度の障害のある人が外出等の手段としてタクシーを利用する場合、乗車運賃の一部を助成します。

助成回数

年間最大 48 回まで

利用方法

タクシー乗車時に(身体障害者/療育/精神障害者保健福祉)手帳を提示のうえ、「重度障害者タクシー利用券」を乗務員に渡してください。

利用できるタクシー

北九州タクシー協会加入のタクシー会社及び市と契約したタクシー

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー(7頁)

精神障害者通所交通費助成事業 ②③

〔対象者〕

市内に住所を有し、公共交通機関を利用して、生活介護事業所、障害者自立訓練事業所、障害者就労移行支援・就労継続支援事業所、地域活動支援センター、小規模共同作業所、社会適応訓練事業所へ通所する精神障害のある人

(原則、精神障害者保健福祉手帳が必要です)

ただし、療育手帳及び身体障害者手帳の交付を受けている方は対象になりません。

〔内容〕

通所及び社会参加のために利用する公共交通機関の乗車運賃の一部を助成します。

助成額

通所にかかった運賃か定期券購入額の半額又は全線定期券購入額の半額
(全線定期券の助成は、月8日以上通所が必要です)

ただし、1人あたり月額5,000円が上限です。

手続き

通所する施設を通じて申請

〔窓口〕

保健福祉局精神保健・地域移行推進課 TEL 093-582-2839

福祉有償運送 (身) (知) (精) (難)

〔対象者〕

以下のいずれかの要件を満たし、事前に各送迎団体に会員登録する必要があります。(団体により利用できる方の条件が異なります)

- ① 単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害のある人、要介護者、要支援者
- ② その他、精神障害、知的障害、難病等により単独では公共交通機関の利用が難しい方

〔内容〕

非営利活動法人(NPO)や社会福祉法人等が、(公共交通機関の利用が難しい方を対象に)自家用車を利用して行っている非営利の送迎サービスです。送迎団体は、運送の条件を整え、北九州市福祉有償運送運営協議会での協議の後、国土交通大臣により登録された団体です。

団体名	運送地域	受付日時・電話番号	備考	
NPO法人 陽気	北九州市内	090-1926-1859 月曜日～土曜日 8:00～17:00	通院等	※利用は事前予約が必要です。 なお、申込の状況により、ご利用できない場合があります。 ※費用・運送日時は各団体により異なります。 会費等が必要な団体もありますので、必ず事前に利用条件等をご確認ください。
NPO法人 好楽会	北九州市内 (主に小倉南区、小倉北区)	090-5738-2482 月曜日～土曜日 8:00～17:00	通院・通所(買物等)	
社会福祉法人 まどか	北九州市内 (若松区起点)	093-771-1945 月曜日～金曜日 9:00～15:00		
NPO法人 通院介護センター さわやか	北九州市内	①093-672-7595 (八幡事業所) ②093-647-3210 (小倉事業所) 月曜日～金曜日 9:00～15:00	通院のみ利用できます。	
NPO法人 北九州あいの会	北九州市内 (主に八幡西区、 八幡東区、戸畑区)	093-642-3921 月曜日～土曜日 9:00～17:00		
NPO法人 北九州ひだまりの会	北九州市内 (主に八幡西区)	093-641-0139 月曜日～金曜日 8:30～17:00		
NPO法人 にこり	北九州市内	080-3497-2064 月曜日～土曜日 9:00～15:00	主に医療的ケア児の利用となります。	
NPO法人 ハッピービー	北九州市内	093-383-0595 月曜日～土曜日 8:00～17:00	通院・通所	
NPO法人 そよ風	北九州市内 (主に小倉北区、小倉南区)	090-9565-4286 月曜日～土曜日 8:00～17:00	通院・通所	
NPO法人 きんぽ	北九州市内	070-5537-5979 月曜日～土曜日 8:30～17:30	通院等	
医療法人 桜が丘クリニック さくらんぼ	北九州市内	093-645-5380 月曜日～金曜日 9:00～17:00	通学・通院	

(令和6年4月現在)

自動車運転免許取得の助成 者 身 知 精

〔対象者〕

市内に居住し、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※運転免許の適性については都道府県公安委員会が判断します。

〔内容〕

就労などのため第一種普通自動車運転免許を取得する場合に、教習に要する費用の2/3について、10万円を限度に助成します。教習を開始する前に申請が必要です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

身体障害者用自動車改造費の助成 者 身

〔対象者〕

市内に居住し、身体障害者手帳1級又は2級の上肢・下肢・体幹機能障害があり（複数の障害の合併により、1・2級となっている方を除く）、就労のために自分で自動車を所有し、運転する満18歳以上の人

ただし、所得制限があります。

〔内容〕

自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造するための費用を、10万円を限度に助成します。事前の申請が必要です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

駐車禁止除外指定車の標章の交付 身 知 精

〔対象者〕

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、対象となる障害区分・級別等に該当する方

〔内容〕

標章の交付を受け、標章を車両前面の見やすい箇所に掲げる車両は、道路標識で駐車が禁止されている場所に一時駐車できます。

※注意事項

- ・歩道、交差点内等、法定の駐車や停車が禁止された場所には駐車できません。
- ・時間制限駐車区間（パーキング・メーターが設置された場所）では、作動手数を納付しなければ駐車することはできません。※利用時間は60分です。
また、駐車枠以外の場所に駐車することもできません。
- ・標章を他の都道府県で使用する際は、駐車場所によっては駐車違反になる場合がありますので、使用する都道府県警察にお問い合わせください。
- ・手続きには、添付資料が必要です。要件が具備しているか審査をします。
必要な添付資料を含む詳細については、住所地を管轄する警察署にお問い合わせください。

〔窓口〕

住所地を管轄する警察署

門 司	〒801-0841	北九州市門司区西海岸二丁目3-13	TEL 093-321-0110
小 倉 北	〒803-8567	北九州市小倉北区大門一丁目6-19	TEL 093-583-0110
小 倉 南	〒802-0816	北九州市小倉南区若園五丁目1-6	TEL 093-923-0110
若 松	〒808-0066	北九州市若松区くきのうみ中央1-1	TEL 093-771-0110
八 幡 東	〒805-0053	北九州市八幡東区大谷一丁目1-1	TEL 093-662-0110
八 幡 西	〒806-0037	北九州市八幡西区東王子町2-1	TEL 093-645-0110
折 尾	〒807-0824	北九州市八幡西区光明一丁目6-6	TEL 093-691-0110
戸 畑	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町2-1	TEL 093-861-0110

担当係 交通課（小倉北警察署及び折尾警察署は交通第一課）

有料道路の通行料金割引 ⑤⑥

〔対象者〕

- ① 障害のある人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けているすべての人
- ② 介護者が運転し、障害のある人が乗車している場合は、第1種の身体障害者手帳又は療育手帳Aの交付を受けている人

〔内容〕

料金を支払う際に、有料道路割引証明を受けた身体障害者手帳又は療育手帳を料金所係員に呈示し、車両が割引対象車両の要件を満たす場合、通行料金が通常料金の約半額になります。

割引には事前に申請が必要です。また、手帳に有料道路割引登録シールを貼り付けておく必要があります。

ETCを利用する場合は、上記手続きの他に別途手続きが必要です。

詳細はNEXCO西日本ホームページ (<https://www.w-nexco.co.jp/disabled/>) をご確認ください。

※障害者割引の適用には有効期限があります。

※利用時には、事前に手続きを行った身体障害者手帳又は療育手帳を必ず携行してください。

※違反行為には本割引の停止や割増金の支払いなどの措置がとられることがあります。

※上記②に該当する場合、「道路介護」と記載されたシールがないと割引が適用になりません。

〔窓口申請〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

必要書類（原則）

- ① 障害のある人の身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 車検証又は軽自動車届出済証
- ③ 本人運転の場合は、運転免許証
- ④ ETC利用の場合は、ETCカード（障害のある人の名義）・ETC車載器セットアップ申込書及び証明書

※各種書類等については原本を呈示してください。

※手続きの内容によって必要書類が異なります。詳しくはご案内冊子をご確認ください。

〔オンライン申請〕

自家用車を事前登録のうえETC利用申請される方限定です。

詳しくは、NEXCO西日本ホームページ (<https://www.w-nexco.co.jp/disabled/>) をご確認ください。

<問合せ先>

西日本高速道路株式会社 九州支社

TEL 092-260-6111（営業時間：平日9時～12時、13時～17時25分）

福岡北九州高速道路公社 北九州事務所

TEL 093-922-6811

<ETC利用の登録状況等に関する問合せ先>

有料道路ETC割引登録係

TEL 045-477-1233（受付時間：平日9時～17時）